

清水沢コミュニティゲート運用規定

一般社団法人清水沢プロジェクトが運営する「清水沢コミュニティゲート」（以下、本施設という）の施設利用について、以下のとおり本規約を定めます。

第1条（目的と定義）

「清水沢コミュニティゲート」（以下「本施設」）は、実際の炭鉱住宅であった施設に、観光インフォメーションや夕張に関心を持ち訪れる人々の中短期滞在拠点としての機能を持たせることで、地域内外の人々が出会うきっかけの場とし、夕張ファンを創出し、幅広い交流人口を獲得する目的のために供することを目的とします。本規約において、「利用者」とは本施設を利用する者をいいます。

2

本施設は以下の機能を持ちます。

- (1) 地域活動に携わる個人・団体の執務拠点としての機能
- (2) 夕張に関心を持ち、今後関わりを持ちたいと考えている人々が、一時的に夕張に滞在し、自らの生業や活動を行いながら夕張での暮らしを体験するための拠点としての機能
- (3) アーティスト等文化芸術活動に携わる人々が、一時的に夕張に滞在し、制作活動を行うための拠点としての機能
- (4) 夕張の産業遺産に関心を持ち、情報を得たり、学びたいという希望を持って訪れる人々へのインフォメーションセンターとしての機能

第2条（規程範囲）

本規約は、本施設の利用に関し、本施設および利用者に適用するものとし、利用者は本規約を誠実に遵守するものとします。

第3条（利用申込）

本施設の利用を希望する者は、事前に受付窓口にて予約を行い、規定の利用申込書を提出するものとします。

第4条（利用の許可）

本施設の管理者は、提出された利用申込書をもとに、利用者について審査を行うものとします。必要の都度、面談での審査を行うことも可能とします。利用目的が本施設の目的にそぐわないと判断した場合は、利用をお断りすることもあります。

第5条（施設利用料金）

本施設の利用料金は、以下の通りとします。利用料金の支払は、予め1か月分を施設管理者に支払うものとします。但し、1ヶ月に満たない利用の場合は、利用期間分の料金を支払うものとします。

- (1) 施設を占有しない利用…無料
- (2) 1日目～4日目まで…1日1室4,000円
5日目～14日目まで…1日1室3,000円
15日目～24日目まで…1日1室2,000円
25日目～34日目まで…1日1室1,000円
35日目以降…1日1室800円

2

1室に満たない区分利用の場合、利用料金は別途協議して定める使用割合に応じて、負担するものとします。

第6条（地域のルールへの遵守）

利用者は、利用期間の短長を問わず、地域社会の一員として溶けこむ努力をし、一般市民生活のルールを遵守する義務を負います。

第7条（地域の文化の尊重）

利用者は、利用期間の短長を問わず、夕張がもつ歴史や文化を尊重する努力を行うものとします。必要に応じ、施設管理者による地域事情に関するレクチャーを受けるものとします。

第8条（成果の公表）

利用者は、本施設の利用中の成果を、地域住民に対してもしくは任意の場で発表することを前提に、本施設での活動を行います。利用者は、利用中の活動状況を積極的にSNS等で発信し、施設管理者はその活動の広報に協力する努力を行うものとします。

第9条（利用者の制限事項）

利用者は、以下に掲げる行為は行ってはならないものとします。

- （1）第三者もしくは本施設の財産を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- （2）第三者もしくは本施設に、不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為
- （3）本施設の運営を妨害する行為
- （4）騒音、悪臭など近隣住民や他の利用者の迷惑にあたる行為
- （5）公序良俗に反する行為
- （6）虚偽の申告、届出を行なう行為
- （7）第三者もしくは本施設の名誉もしくは信用を毀損する行為
- （8）政治及び宗教に関する行為
- （9）施設（建物）内へのペットの持ち込み行為
- （10）施設内での喫煙行為
- （11）指定場所以外での火器の利用行為
- （12）許可無く第三者に又貸しする行為
- （13）その他、施設管理者が不適切と判断する行為

第10条（原状回復）

利用者は、通常の使用に伴い生じた本施設の損耗を除き、本施設を原状回復しなければならないものとします。施設管理者と利用者は、利用終了時に利用者が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

第11条（免責）

本施設は以下の何れかの事由に該当する場合、本施設の一部もしくは全部の利用をお断りすることがあります。

- （1）本施設のための装置、システムの保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合
- （2）火災、停電、天災などの不可抗力により、本施設の利用が困難な場合
- （3）その他、運用上、本施設が利用の一時中断、もしくは停止が必要であるか、または不測の事態により、本施設の使用が困難と判断した場合

2

本施設の利用の一時中断、停止等の発生により、利用者または第三者が被った損害については、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

3

本施設内の負傷・盗難は、一切の責任を負わないものとします。

4

本施設及び備品に損害を与えた場合、本施設は当該利用者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

第12条（個人情報保護方針）

本施設が知り得る利用者の個人情報の管理および取扱いについては、個人情報保護法を遵守することとします。

制定日：平成28年7月13日

一般社団法人清水沢プロジェクト
代表理事 佐藤真奈美